

給水施設等の設置に必要となる費用

1. 県工業用水配水本管から県工水仕切弁までの取出管接続工事

この工事は、使用者（受水企業）負担により県が施工します。

水量(m ³ /日)	管径(mm)	概 算 費 用
100～500	φ 75	7,000,000円
500～1000	φ 100	7,500,000円
1000～2000	φ 150	8,000,000円

※費用は概算であり、施行条件等により異なります。

2. 県工水仕切弁から受水槽までの給水施設工事

この工事は、使用者（受水企業）の施工となります。

単位：千円

水量 (m ³ /日)	管径 (mm)	量水器 (流量計)	流 量 計 室	敷地内 配 管	受水槽	概算費用 合 計
100	φ 75	2,700	3,000	2,000	4,400	12,100
300	φ 75	2,700	3,000	2,000	8,300	16,000
500	φ 75	2,700	3,000	2,000	15,000	22,700
1000	φ 100	2,800	3,000	2,300	26,200	34,300

※費用は概算であり、施行条件等により異なります。

主な給水施設（県工水仕切弁から受水槽まで）は下記のとおりです。

① 管種の指定

管種は鋼管又は铸铁管とする。もしくは、同等品以上のもの。

② 受水槽

受水槽の容量の容量は、原則として契約水量（1時間当たり使用水量）の4時間以上とし、槽内には、越流設備、排水設備を設けるものとする。

③ 量水器（流量計）及び付属計器等

量水器（流量計）は電磁式水道メーターとする。（ただし、基本供給水量が 100 m³/日以下の場合は、羽根車式水道メーターとすることができる。）付属計器は指示、記録及び超過積算の機能を有するものとし、停電した場合でも量水器及び付属計器の計量ができるものとする。